法教育推進協議会 第31回会議 議事録

第1 日 時 平成25年2月8日(金)自 午前10時00分 至 午前11時55分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

笠井座長 おはようございます。

それでは、予定した時刻になりましたので、第31回法教育推進協議会を開会させていた だきます。

まず、事務局の方から、本日の議事等の御説明をお願いいたします。

岡田部付 本日,丸山の後任の佐久間官房付が来る予定になっているのですけれども,別の業務の関係で若干遅れておりますので,私の方で先に御説明をさせていただきます。後ほど御挨拶をさせていただきます。

まず、本日の議事進行ですけれども、議事次第にございますように、3つの議題を予定しております。

最初に、岐阜市立木之本小学校の吉村校長先生から岐阜法教育推進プロジェクトの参加校 である同校における法教育の取組状況について、御報告をいただきます。

2つ目の議題は、今年度実施しました小学校における法教育の実践状況に関する調査研究 について、報告書の取りまとめに携わられた東京学芸大学附属高等学校の加納先生と千葉大 学教育学部の三浦先生から御報告をいただきます。

3つ目の議題は、法教育に関する懸賞論文コンクールの受賞作品の決定についてです。 次に、配付資料について、御説明いたします。

まず、資料1は、法教育普及検討部会の構成員名簿でございます。本年1月で2名の構成員の交代がありましたので、御報告をいたします。

まず、名簿の一番下ですけれども、日弁連から御参加いただいておりました根本先生に代わりまして、弁護士の吉田幸加先生、それから法務省から丸山に代わりまして、佐久間官房付がそれぞれ新しく構成員となっております。

続きまして、資料2は吉村校長先生の御報告に関するものでして、岐阜市立木之本小学校における法教育の取組に関する資料となっております。

資料3から5は、加納先生と三浦先生の御報告に関する資料で、資料3が三浦先生の御報告資料、資料4が加納先生の御報告資料、資料5は小学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書です。

それから、資料6は法教育懸賞論文募集のチラシとなっております。

また、その他に法教育懸賞論文コンクールの受賞作品の決定に関する資料を席上に配付させていただいております。こちらにつきましては、後ほど懸賞論文の議事の際に御説明させていただきます。

資料については,以上でございます。

笠井座長 それでは、最初の議事に入りたいと思います。

本日は岐阜市立木之本小学校の吉村希至校長先生に来ていただいております。

最初に、吉村校長先生から木之本小学校における法教育の取組状況について、御報告をいただきます。

木之本小学校では、現在、岐阜県で実施されている岐阜法教育推進プロジェクトの参加校 として積極的に法教育の取組をされておられます。小学校の6年間を通じて、道徳を中心と した法教育の指導計画を策定して授業に取り組んでおられるということでございます。本日 は、その取組状況として取り組んでこられた成果や今後の課題等についてお話をいただける というふうに伺っております。

御報告と意見交換を合わせて40分程度と予定しております。

それでは、吉村先生、よろしくお願いいたします。

吉村校長 岐阜市立木之本小学校の校長の吉村と申します。よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

法教育のプロジェクト参加校の指定を受けたこともありまして、つい昨日ですけれども、 岐阜の地方裁判所へ6年生の子どもたちが行きました。裁判傍聴と、民事裁判の手続の説明 を受けるという機会も得ております。本校が裁判所等に非常に近い環境にありますので、そ ういったことができるわけですが、これからお話しすることは、全国どこの学校でも行える ことを発表しようと思っておりますので、よろしくお願いします。

現物の資料を見ていただいた方がより分かっていただけると思いまして,プレゼン等は用意してありませんので,口頭とこの資料2をもって説明させていただきます。

まず、今までこの法教育推進協議会で報告のあった学校の事例は、どちらかというと、学校での取組の発表の中で、ある授業ですとか、ある数時間の単元の学習での発表が多かったのではないかなと思っています。例えば社会科や公民の授業事例、単元の学習内容の発表とか、そういうものではなかったかと。

それで、これから私がお話を申し上げるのは、学校としてどう取り組んできたか、あるいは学校全体の教育の中で法教育をどう位置付けているのかというような視点も含めてお話を しようと思っております。

レジュメと、そして表紙がブルーの冊子がありますが、今日、私は大きく2点についてお話を申し上げます。

まず1点目は、小学校は6年間ありますので、その6年間の法教育に関する内容について。 小学校において教育活動はいろいろあるわけですよね。レジュメの表に書いてあるんですけ れども、まず教科があります。小学校でいくと国語、社会、算数、理科などそこに書いてあ るような内容構成の教科があります。そして、あと道徳、特別活動、総合的な学習の時間、 そして、いろいろな行事、教育活動があるわけです。

それから、ある学年の1年生でしたら1年生の子どもさんが入学してきて、4月から勉強を始めて、3月まで1年間の流れの中で生活しています。それが6年間積み上がってくるという、そういう中で法教育にかかわらず、あらゆる教育活動を行っています。その中で、まず法教育に関する内容はどういう内容があるのかというようなことを明確にしたいというところが趣旨です。

その取組についてお話を申し上げようということです。

各学年のどの教科、領域で何月にどのような法教育に関する内容を指導するのかということを明確にして、それを意図的、計画的、あるいは教科とか道徳とか、それぞれの領域の関連を図りながら指導を図っていきたい。その計画書のようなものがここの机上に置いてあります表紙がブルーの冊子に当たるものです。

これの中には、1年生から6年生までと私どもの学校は特別支援学級がありますので、特別支援学級のプランも入っております。

それでは、水色の付箋が右の肩につけてありますので、6年生を例にとって説明を申し上

げようと思います。

私どもの学校は今道徳の領域で研究を進めているわけですけれども、これからは全体像を 6年生を例にお示し申し上げるというふうに御理解ください。

それで、ブルーの紙を1枚めくっていただいて、「道徳の時間と他の教育活動の指導内容との関連を明確にした表」と題するA3判の見開きのものを開いていただくとありがたいと思います。

A 3 判の縦軸の系列に先ほど申し上げた、一番上には主な学校行事、次に道徳、特別活動とずっと書いてあります。私どもは道徳を研究対象領域にしていますので、一番上に道徳を挙げただけでして、通常の学校でしたら教科から始まるのではないかなと思いますけれども、「教科」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習」、そして「外国語活動」も今入ってきています。これが小学校でやらなければいけない、学習しなければいけない全ての教科・領域の構成となります。さらに「地域・家庭との連携」が縦系列にあります。

今度横軸で見ていただくと、4月から3月までずっとあるわけですけれども、その中に何月にどの教科ではどういう内容の学習をするのかということが一覧になってそれぞれ示してあります。これは6年生の内容です。

それで、よく実践事例の発表であるのは、中ほどにあります社会科を例にとりますと、社会科の項目をずっと横の方の12月、1月を見ていただくと赤字で記してある部分があります。これは、「わたしたちの願いを実現する政治」ですとか「くらしと日本国憲法」というところで裁判所等も含めて、ここの部分で6年生は法教育に関する内容を学習していくということになるわけです。

あと他にも6年生を例にとると、日本の歴史を4月からずっと学習しております。それは 法教育には内容的には直接関わらない、いわゆる歴史の学習です。この12月と1月の政治 や憲法の学習のときに、これは法教育の内容として大きく関わってくるということが言える と思います。

次に、私どもの学校は道徳で研究をしておりますので、上から2番目の欄に道徳の全部の 学習内容の項目が掲載してあります。

4月は、「分かっているよ」という資料で、基本的な生活習慣の学習をします。

それから、法教育と直接関わる規則尊重の内容でいきますと、赤字で記してあるところですが、「大王と風車小屋の主人」という資料があるんですけれども、それを学習しているということがわかるわけです。

この表で見ていただくと、ちょうど赤字で記してあるところが法教育に関わる内容です。 4月のところに赤字、いわゆる 4-(1) の規則尊重の項目に当たるものです。そして、 9月に「ぼくは後悔しない」の資料で、これは 4-(2) の公正公平に関する学習です。 10月には、「図書館員のなやみ」の資料で、これは規則尊重というふうに法教育に関わる内容がどの教科、道徳、領域において何月に学習するのかということがこれで一目で分かります。 さらに、教科・領域の相互の関係も分かります。本来学習するべき内容が全て明示されていると同時に、その中で法教育に関わる内容が赤字で明記されているということで、この一覧を見ながら教師の方は意図的に法教育の学習を進めていくというプランがここに示されているわけです。

これが私の最初に申し上げたかった1点目の内容です。

2点目の内容は、それでは、実際に各教科・領域の中で法教育をどういうふうに進めていくかということです。まず全体のプランがあって、次に個々個別の学習の指導計画があり、学習資料が出てくるわけです。そのものが次のところに示してあるような年間の指導計画というものです。これもどの学校にも年間の指導計画というのが作成してあるわけですが、その中で法教育の内容はこの月にこういう内容を学習するというようなことがプランとして今回示したようにでき上がってきているということになります。赤字で表記してありますのが、法教育に関わる内容ということになるわけです。

これがあって、その次に今度は授業に入っていくわけですが、次をめくっていただくと、6年1組道徳学習指導案と書いてあるものがあります。年間の指導計画に基づいて、9月ならこの授業、10月ならこの授業をこのときに行うということで、ここでは4-(2)の「ぼくは後悔しない」の資料を用いて授業を行うための学習指導案があって、この学習展開に基づいて、道徳の授業が進められるということになるわけです。

その際、学校で授業を行うためには、プランを持っているわけですけれども、実際には資料とかノートとか教材とか、教具とかいろいろ用意した上で授業を進めています。それらの一連のものをこれからお示ししていくということになります。

先ほど申しましたように、まず道徳の学習指導案があって、その次に道徳の時間で使う資料があります。これは「ぼくは後悔しない」という資料ですけれども、この資料を読んで、自分自身が公正公平であらねばならないというような、そういう構えを1時間の授業の中で作っていくということになります。

もう1ページめくっていただくと、これはまだ統一はされていませんけれども、子どもたちの学習ノートに当たるもので、学習した後、ある子どもが「正しいことをつらぬいた自分」ということで、公正公平であろうとする自分を振り返って、ここのノートにまとめたというものです。

さらに、文科省の方から「こころのノート」という、道徳教育、心の教育に関わっての資料も示されていますので、この公正公平の内容に関わる、この道徳の授業と関連するこころのノートをここに参考までに示して、これを活用しながら、子どもたちは学習を進めていくということになります。つまり、1時間の授業のプランと、それに関わる資料、そしてノート、あとは関連する資料というものを1つセットにして、ここにお示しをしてあるということになります。

その次にも、今度は規則尊重の内容項目に関する主題名「きまりを守る」という学習指導案があります。「図書館員のなやみ」という資料を用いて、1時間の道徳の授業の学習をすることになるわけです。

最初からずっとたどっていきますと、まず学年の全体像があり、その中で、道徳なら道徳の内容における年間の見通しを持ち、そして、ある1時間における授業のプランと関連する資料ですとかノートですとか、そういう学習する道具がワンセットで示されているということで、本校で取り組んだものの成果がこの6年生の今お示ししたものということになるわけです。

大変分厚くなって、今日お荷物になるわけですけれども、それを1年生から6年生まで、 さらに特別支援学級の分までとじさせていただいたのが今日のブルーの冊子に当たるものと いうことです。 私どもは、本年度、法教育推進プロジェクト参加校として指定を受けまして、この4月からこういった取組の中で、1つの授業を実際に活用できるようになるまでのものを作り上げて、今日、皆様方のところにお持ちして、説明を申し上げているというわけです。

終わりに、今回進めていくに当たって、これは本校の職員みんなのチームワークでやっているわけですが、といっても、小学校の教職員はほとんどが学級担任ですので、授業をやりながら、こういったものはなかなかできません。実際のペーパー上の計画等は夏休みなどに作成をしているわけです。当初、職員には「法教育は特別なことをやらなければいけないな。」という大変さを感じている意識がありました。けれども、私はそれを払拭する役目もあるというか、そういう気持ちでおりましたので、「学習指導要領に基づいて、目標・内容を踏まえて、その中で法教育に関係する部分にスポットライトを当てるだけなんですよ。」というように職員に話しました。今日お示し申し上げたように、学校教育で取り組むべき全体像を示しながら法教育に関わる内容について赤字でスポットライトを当てさせていただいたということです。どの学校でも当たり前にやるようなことの材料をここに提供したというわけです。

それで、毎時間指導案を作っているかと言われると、そういうものではありません。教員は常に研修を積み重ねていまして、年に最低1度は全教員が研究授業を行います。あるいは教育委員会から指導主事に来ていただいて指導を受けるというときもありますので、研究公開授業のときに法教育のこの指導案を作成して、一連の関連のものを一つ一つ作っていって、皆様にお示しできるような状況になってきたということです。

本校は、全国どこの学校とも同じような教育実践をしている学校で、特別な研究校ではないわけですけれども、全国どこの学校でも取り組めるような、そういうプランを今日はお示しを申し上げ、法教育の実践が広がることを願っています。学校教育における法教育に関わる内容にスポットライトを当てさせていただく提案ということで、まずは、ここまでで報告を終わらさせていただきます。

以上でございます。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御質問等をよろしくお願いいたします。

樋口委員 文部科学省の樋口でございます。今日は小学校の道徳を中心にこの法教育の年間指導計画,また全体計画を立てられるというすばらしいお取組を拝見させていただきました。 ありがとうございました。

幾つか質問をさせていただきたいと思うんですけれども、このようなすばらしい全体計画を立てるためには、恐らく相当の労力もかかっているのではないのかなというふうに思うわけです。道徳教育推進教師がされたのか、あるいは法教育に造詣の深い先生がいらっしゃって、その先生がお取りまとめをされたのか、その他なのか、その辺りをまずお聞かせ願いたいというのが、1つ目でございます。

もう1つでありますけれども、このような形で全体計画ができますと、全ての先生方が分かりやすい、ここの部分が法教育なんだというのでお取り組みしやすいと思いますけれども、その前段階のところで、法教育を学習指導要領等に基づいて行う意義、意味、それを先生方に学校内で研修をする場というのが年度当初等にあったのか、あるいは校長先生のリーダーシップの下でそれを進められていたのかという、この辺りをお聞かせ願えれば、恐らく全国

への展開も図りやすいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

吉村校長 1点目ですけれども、まずこの全体計画の作成を進めるに当たって、校内研究推進 委員会が中心となり職員の共通理解を図って、基本的なフォーマット、書式を作ってやって いくということです。これはある教材会社の道徳の副読本を本校では活用していますので、 そこの中に全体計画のフォーマットのようなものがありましたから、それも活用させていた だき作成を進めてまいりました。そういったものの中で特に法教育に関連する内容をまず設 定し、赤字を入れていったというようなことが進め方のことです。

基本的な手順は、全体計画、それぞれの年間計画、そして指導案、そういった一連のもののフォーマットや記載ポイントを早い段階で決めて、順次、法教育に関わる内容について実践をしながら作成していくということです。

2点目については、研修は、もちろん本年度から法教育推進プロジェクトの参加校になりましたので、4月に研修会を持ち、そして月に1回、これは法教育に限らないんですけれども、道徳も含めて研修会を持ったり、授業研究会を行ったりしています。

樋口委員 ありがとうございます。

江口委員 多分, 急に法教育プロジェクト推進をお願いしますと来られて, 今, 樋口先生からも言われたように, 教師と子どもの関係については, 校長先生も大ベテランなんですけれども, 例えば教師間の法教育の合意とか, やり方の問題とか, 教師と親との関係とか, あるいは教師と地域との関係とかというのは, 1年ぐらいの経験の中で, 何かこんな方向へ転換した方がいいんじゃないですかという示唆みたいなものが何かあればということです。

僕も長いこと関わっていて、法律実務家や、あるいはひょっとしたら学者が関わっていく、 当然、大杉先生も関わってきたのだろうと思うのですけれども、このプロジェクトの中で道 徳を使うんですけれども、やはり法もどこかで光を当てなきゃいけないんで、法律実務家と か法律の研究者なんか、どういう形で関わったかという、その2点をお聞かせ願えますか。 吉村校長 子どもたちは、この冊子のノート例に書いてありますような反応があって、非常に 心が育ってきているなということを思います。

それから、私は学校の経営をしている、あるいは担任は、クラスの40人なら40人いる子どもたちをまとめていくという学級の経営をしているという上で、何よりも学校や学級の決まり、秩序、そして集団生活の中でのルールを守りながら、本当に落ちついた学校生活が送れるということは、学校や学級の経営上の一番基盤であると考えています。そういったことを大切にやっていくということ、子どもたちにしっかりと身に付けさせなければいけないということが、まず第一だと思うのです。

ともかく落ちついて勉強できるとか、落ちついて仲よく生活できるということが一番基盤ですので、そういったことをやっていく上で、法教育はとても教育の基盤になるものだというふうに思っていますし、職員にもそのことを浸透させました。

そのことを子どもたちに指導することを大切にしていると保護者の方にも話します。保護者の方の中にも、いろいろなことをおっしゃられる方がいらっしゃるんです。理不尽なことだったり、あるときには自分の子どもさんのことしか目に入らなくておっしゃってみえる方だったりします。そういった中で「学級みんなで集団で生活していくんだよということの大切さをここの学校はしっかりとやっていますよ。」ということを指導の基盤にしているというのは保護者の皆さんも非常に安心していただけるということに繋がると思います。

だから、「法教育を大事にして、決まりを守る子どもたちの生活であってほしいし、お母さん方も、皆さん方もそのことを理解して子どもたちを応援してください、学校を応援してくださいね。」ということは、よく皆さんへお話をしているところです。

もちろん,地域の皆さん方にもいろいろと機会を捉えて発信しています。昨日裁判所に行ったことを話したり,うちは法教育推進プロジェクトの参加校をやっていますので,機会を捉えて教育を進めていることなどを話します。夏休みにも裁判所へ行き,職員の研修会も持って進めているというようなことも,いろいろな機会に地域の方にもお話ししています。地域が落ちついていて,きちんと子どもたちを支えられるという気風がありますが,これからも今以上にそういう地域を作っていただきたいということのお願いをしているところです。

2点目は法律実務家の方について。公開授業のたびに、私どもの方は、全部法教育プロジェクトの事務局、朝日大学の方にありますけれども、そこへ御案内申し上げて、道徳の公開授業をするたびに弁護士の方においでいただいたり、もちろん、法務省の方からもおいでいただいたりということもして関わりを持っています。大杉先生を始め、いろいろな方からもアドバイスを受けています。特に、道徳の授業を参観していただいた後に、こういうふうに子どもたちの心は育っていくのですねとかいう言葉もいただいていますし、御指導や御助言もいただいているというところで、教育の充実を図る上でもありがたいことです。

その他,職員研修でも法律関係の方のところへお伺いして,研修を受けてきているということの関わりがあります。

大杉委員 岐阜法教育プロジェクトの参加機関の構成員でもありますので,少し補足も踏まえ ながらお話ししたいと思います。

今日は、木之本小学校が御発表されましたが、岐阜では木之本小学校、加納中学校という公立の小・中学校と県立岐阜商業高校がプロジェクト校になっています。また、岐阜大学の附属小・中学校もプロジェクト校になっていて、木之本小学校は道徳を中心にされていますけれども、加納中は社会科、あるいは附属小・中学校は社会科や特活と関連させながらとか、岐阜商業高校は商業高校ですから専門科目を取り上げながらということになっていると思いますので、今回様々な教科等で幅広く実施されています。

それぞれの学校の特色,特徴を全面的に活かすような形ということで, 吉村校長先生の木 之本小学校は道徳をやってみようということで行われているということです。

感想といいますか、コメントですけれども、今までの法教育では、吉村校長先生がお話しになったように、授業をどうするかとか、教材開発をどうするか、いい授業をすれば法教育が広がるよねという話で進んできたと思うんですけれども、今回は校長先生のお立場で教育課程のマネジメントということでお話があったと思います。校長先生が法教育についてよく理解していただくと、こういう資料がうまく出てくるなという感想です。

これは道徳の内容が中心となっていますけれども、法教育の教育プログラムの作成の手続とか、あるいは学校全体で取り組むときの手続はどうあるべきかということを我々に御説明いただいたんじゃないかなと思います。

また、特徴としては、先ほどブルーの付箋の次にあるA3の用紙にありましたけれども、これは横軸が4月から3月までの1年間の期間が示され、縦軸には国語から外国語活動まで、つまり学校で必ず使う教科書レベルの内容をどこに配置しているかということが示されていて、実際に学校で法教育は、こんな内容でやっているということが出されています。

私もプロジェクト委員なので、こういうものが作成されるということは、新しい法教育の 進め方というのをお示しいただいたなというふうに思っております。

今日は、どうもありがとうございました。

村松委員 弁護士の村松です。今日はありがとうございました。

この資料を拝見しますと、先ほど作成方法についてはさらっと御説明されたのですが、恐らくかなり大変だったんだろうと思うんです。しかも、これはどこの学校でもこれから参考になる資料ですので、大変貴重な資料をいただいたなと思っていまして、感謝しております。お話を伺っていて、法教育が落ちついたクラスであるとか、決まりを守った学級とか、落ちついた学習環境に役立つという点は、実は私も非常に共感しているところです。特に小学校のレベルでいくと、特定の教科というよりも学級経営のところで一番有益なのかなと思っているんです。

小学校で進めていくんであれば、まさに学級経営の関係で法教育をどう位置付けるのかという視点が必要かなというふうに思っていたところで、そういう意味でも校長先生のお話は、 共感が持てるところでした。

1つお伺いしたいのですが、私も先ほどおっしゃっていたとおり、何か特別なことをやるんじゃないんですよということを学校の先生にお話をさせていただいています。学校の先生方も既存の活動をベースにしながら、法教育的な視点で取り組んでいただく中で、ああ、これでいいんだと安心を持ってやっていただいているわけなんですけれども、逆に既存の活動の延長なのでそんなに特殊なことやる必要ないんだという話をすると、じゃ、既存の道徳でいいじゃないかと。何で法教育という話が出てくるんだという疑問が出てくることがないわけではないんです。

広めていく上では、今までの活動に法教育を加えることによって、より子どものためになる、あるいは先生にとって視点が広がるといったところを訴えていかないと、現場の先生の理解はなかなか広まらないのかなというふうには思っているんですけれども、今言った疑問に答えるために、これを1年間活動なさった経験を踏まえて、法教育的視点を加えると、今までの活動よりもこういった点がいいんだというような学校の先生の感想であるとか、感覚というものが何か芽生えてるのであれば、その点を御紹介いただければと思います。あるいはそういう点について、今後どういうメッセージを発していったら、より法教育が広まるとお考えなのか、その辺をお聞かせいただけないでしょうか。

吉村校長 特に最後のことに関わってですが、これは関連を図るという点で非常に明確になっています。例えば道徳の授業を行っていても、この規則尊重で学習したこと、公正公平で学習したことが、例えば学級活動の中で学級の決まりを話し合いましょうといったときと関わってくるとか、あるトラブルが起きたときに、あのときの勉強のことが、今日このトラブルを解決するために役に立つとか、大人の社会では裁判所というところでトラブル解決がなされているんだとか、そういうふうに関連付けて意図的にずっと1年間を見ていく上で、指導する側の教師にとっても非常に明確になってくるということは大きな意味があるのではないかなと思います。

子どもの方はそんなふうには意識しないかもしれませんけれども,先生方の働きかけによって,この構想が頭にあると法教育を学ぶ上で非常に意図的な指導ができてくる,関連付けた指導ができてくるということが1点あります。

それから、もう1点。今日お示ししたもの、これはあくまで全くスタンダードな計画なんです。先ほどから申し上げているように、当たり前の日本全国当然やらなければいけない内容の中で、法教育の内容にスポットライトを当てているというものですけれども、私はそれぞれの学校が実際に指導されるときには、いろいろな工夫が出てくると思うんです。スタンダードな計画を土台にしながら、自分の学校ではある問題の場面があったら、そこを取り上げるとか、私どもの学校でいくと、例えば社会科では、教科書で学ぶだけではなくて、昨日行きましたように、裁判所へ行って傍聴したり説明を聞いたりするという、そういう工夫した学習、机上だけではない学習活動をしていくとか、そういう工夫が生まれてくるわけです。

どこの学校でも先生方は非常にいろいろな教師としての工夫をして指導を行ったり、自分なりにこういうおもしろい教材があるからというものを生み出していったり、その地域の特色に応じて、あるいは地域の人材も活用しながら教育実践したりしていますので、スタンダードなものがありながら、それぞれの学校で、これを土台にして工夫を加えていくことを期待しているところです。さらに、例えば地域の弁護士さんが学校にみえて教えていただくとか、キャリア教育の中で弁護士さんをお呼びしてとか、いろいろな発展がこれから考えられてくるのではないかなということを思います。今度はそれぞれの教師や学校の工夫になってくると思います。また、今までの法教育の実践の中に、既にそういったヒントがたくさん出てきているわけですね。いわゆる個別のパーツごとの工夫した実践が今後も出てくるわけですので、スタンダードな全体像の中で、またどう工夫した実践を組み合わせながら、お互いが指導していくかということを実践交流したり議論したりしていく、そういったところから、更に今後の法教育の発展や深まりが生まれてくるのではないかなということを思います。

村松委員 ありがとうございました。

(佐久間官房付 入室)

笠井座長 それでは、これで質疑応答は終わらせていただきます。

吉村先生の御報告は、非常に体系的で学校全体の指導計画や各学年の年間の計画が立てられていて、全国の各小学校のスタンダードを示しておられて、どこでもこういうふうにしようと思ったらできるんですよというものをお示しいただいたと思っております。今後の小学校での更なる法教育の充実発展につながっていく御報告であったかと思います。

どうもありがとうございました。

次の議題に行く前に、新たに事務局に加わっていただきました佐久間官房付が今見えられましたので、自己紹介をお願いできますでしょうか。

佐久間官房付 1月28日付で司法法制部の官房付に配属されました佐久間佳枝といいます。 よろしくお願いいたします。

法教育に関しまして、日頃から御尽力、御協力いただきまして、どうもありがとうございます。不慣れな点も多々あるかと思いますが、精いっぱい努めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、次に議題2に移りたいと思いますけれども、本年度、法務省で実施した小学校における法教育の実践状況に関する調査研究ということで、報告書の作成に携わっていただきました東京学芸大学附属高校の加納隆徳先生と千葉大学教育学部講師の三浦朋子先生から御報告をいただくことになっております。

この調査研究ですけれども、平成23年度から新学習指導要領が実施されています全国の 小学校を対象にいたしまして、法教育の実践状況や法教育を実践していく上での御意見、御 要望などを調査したものでございます。

この調査について、今から改めて御報告をいただきまして、委員の皆様には御協議いただければというふうに思います。

この議題につきましては、御報告と意見交換、合わせて50分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御報告のほど、よろしくお願いいたします。

三浦講師 今御紹介いただきました千葉大学教育学部で非常勤講師をしている三浦朋子と申します。よろしくお願いします。座ったままで失礼いたします。

私は、大学では、小学校、中学校、高等学校の社会科教育法と教職課程の導入科目である教職入門、教育課程論などの授業を担当しています。大学院の頃より法教育をテーマに研究をしてまいりました。この推進協議会の前身である法教育研究会を傍聴させていただいた経緯もあり、今回このような場で発表させていただくことを大変光栄に思います。

お時間の制約もありますので、早速始めてまいりたいと思います。

まず初めに、本日の発表資料になりますけれども、資料番号の3番と、必要に応じて調査研究の報告書本体も見ていきたいと思いますので、資料番号の5番を御準備ください。

まず、本日の資料3になりますが、一番上に発表のレジュメを1枚付けさせていただきま した。基本的には、この流れに沿って進めてまいりたいと思います。

また、その後ろに、発表用のスライド資料、こちらは20枚ほどになりますが、場合によっては省略をしながら進めてまいります。

それでは, スライドの資料の方に移ります。

まず、今回行った調査の趣旨というものが何であったのかというのを簡単に確認しておきます。小学校では平成20年に新学習指導要領が出されまして、平成23年度より完全実施をしています。

この新学習指導要領に基づく小学校の法教育がどの程度実施されているのか,またそれが どのように行われているのかを確認し,実践的な問題点等を含めて,現在の状況を把握する ために実施いたしました。

最初の調査研究項目として、法務省の方からいただいた項目は、大きく分けるとこちらの 2点になっております。

法教育の実施状況と、今後の法教育推進のために有用な意見・要望ということで、これら を踏まえて調査票の作成をいたしました。

それでは、今回の本題でもあります調査結果の概要について見てまいります。

まず、今回行った調査の時期になりますが、小学校の夏休み期間となる8月6日から夏休 みが明けて2週間ほど置いた9月14日までを回答の締め切りとしました。

実際に、返信は9月いっぱいずっと続いていたんですけれども、平均して毎週月曜日にまとまった分量の回答があるという状況でした。

回答状況につきましては、今回全国の小学校から無作為に抽出した1万校に調査票を送付して、戻ってきた回答数が1、911校となります。回収率は、平均すると19.11%となっています。

都道府県別の回答数はグラフにお示ししたとおり、一番返答の多かった県が福井県、続いて栃木県、3番目が福島県となっています。

先ほど調査研究項目は、大きく分けて2点ということでお示ししましたが、実際の調査票では、こちらに示した全5項目を設定いたしました。

まず1つ目が学校に関することです。ここでは、学校所在地と学校名を御回答いただいて おります。また、今回の調査は、全学年、様々な科目の内容が対象です。調査回答者の属性 は、少なからず調査の結果に影響すると考えられます。

例えば、担任を持っている先生は、自分の学年については詳しくても、他の学年について 把握できていない部分もあるかと思います。また、校長先生や教頭先生が回答される場合に は、具体的な指導内容まで答えにくい可能性もあるということです。

実際返却のあった回答を見てみますと、それぞれの学年の先生で調査票を回して記入した 上で送り返してくださっている学校も複数見受けられました。

小学校は学級担任制なので、1人の教師が1つのクラスを担当します。もし、中学校・高校でこうした調査を引き続き行う場合に、1人の教師が1つの教科を担当する教科担任制では、回答者について知ることも考えておかなければいけないと感じています。

それでは、今回の一番の中核に話を移します。法教育に関する学習指導の状況ということで、学校のカリキュラムを、各教科と教科外の学習指導の2つに分けて質問をするという構造をとりました。

まず、各教科については、例として社会科でお示しします。報告書の4ページをお開きください。

各教科の質問の構造は、最初に指導要領における法教育に該当する記述を紹介し、それら を年間指導計画においてどの程度充実させたのかを選択形式で問います。

さらに、具体的に充実させたのはどの点かということを自由記述で回答してもらいました。 また、教科書以外で利用している教材についても問いました。そのような構成をとっているのが社会科、生活科、家庭科、体育科の質問項目になっています。

次に、教科外の道徳、総合的な学習の時間、特別活動では、教科書の使用義務がなかったり、学校や教員によって独自の内容、教材を使っていることもあります。

そこで, 先ほどの各教科の質問票とは少し変えまして, 具体的な内容を自由記述で問う設 問を増やしました。

今回, それぞれの科目, 社会科, 生活科, 家庭科, 体育科, 道徳の時間, 総合的な学習の時間, 特別活動について, パワーポイントの資料を準備してきましたが, 例として社会科と道徳についてお話をしたいと思います。

まず、社会科では、「とても充実させる」、「いくらか充実させる」、2つをあわせて「充実させる」グループが36.4%で、家庭科に次いで少ないパーセンテージになっています。15番目のスライドの資料1に、各教科等の充実度というものをつけました。こちらは、全ての教科の充実度を一覧にして比較したものですが、これを見ても充実させる割合が若干少ないという結果が出ています。

この理由として考えられるのが、社会科では従来から政治や日本国憲法を扱ってきた経緯があります。それを更に充実させ、あるいは新たな内容については別の単元と抱き合わせて学習するなどの方針がとられて、「充実させる」、「どちらともいえない」が若干多くなっ

ているのではないかと考えられます。

続いて, 道徳をみていきます。

道徳では、先ほどの資料1の教科等の充実度の一覧を見てもらうと分かりますが、非常に 充実させた割合が高くなっています。

また, 充実させた学習内容としては, 例えば人権教育や, 規範意識の向上, 最近特に話題になっておりますが, いじめや差別などが非常に多く挙げられています。

また、指導体制のことですけれども、各学年の重点指導項目として道徳をきちんと位置付けてやった、あるいは時間数をしっかりと確保するようにした、校内研修等の実施を行って、これまで以上に取り組むような体制をとった、というような取組み方に関する回答もありました。

先ほど教科外のカリキュラムに関しては、自由記述形式の設問を増やしたと申しましたが、 全体の設問数のバランスとしても自由記述が多く、これは回答者と分析者の双方に大きな負担となりました。

そうした意味では、できるところはもう少しジャンルを整理して選択肢でお示しし、更に 詳しく答えていただける先生には小さな空欄を設けて、具体的に回答いただく形にしてもよ かったと思っております。

続いて、法律家や関係各機関との連携状況について見ていきます。

今回小学校での法律家や関係各機関との連携状況は、現段階で2割程度という結果がでました。ただし、細かく見ていくと、学校や教員によって、裁判所等への社会科見学や、外部講師の活用といった意見が多く、社会科で連携する機会、社会科見学の一環として行われる機会が非常に多いという印象を受けました。

また、全体の傾向として、法教育の意義や重要性を理解はしているものの、時間の確保や、 人材、連携方法の分かりにくさに関する回答が見受けられました。これは、見方を変えれば、 法教育の意義や重要性が学校現場へ対して一定の説得力をもっているとも受け取れます。

ただし、法教育の理解の程度や内容は、学校や教員によって、若干異なるように感じられました。

細かくなりますが、連携に関する意見や教員研修に関する意見として、更に詳しく載せている報告書の40ページをお開きください。

設問の32番になります。連携に関する御意見・御要望ということでたくさんの意見がありました。圧倒的に多かったのが、情報の少なさということです。また、この情報についても手続面と内容面という2つの種類があります。手続面の方は、例えばどこへ連絡したらいいのか、実際に費用はどれくらいかかるのかといった事柄です。内容面の方は、実践してもらえる具体的な中身についてです。そうした情報が少ないということが意見として非常に多くありました。

連携に関する意見で印象的だったのは、例えば報告書40ページの下から5行目になりますが、「『法のプロ』と『教育のプロ』が共に知恵を出してできるのが法教育であると思う、ぜひ双方で法教育をつくる場の設定を様々なところでつくってもらえば」という建設的な内容が多くあったことです。

次のページにいって、教員研修の自由記述の結果を見てまいります。回答結果は、2つの タイプに整理させていただきました。 一つは、言い方がおかしいかもしれませんが、純粋に法教育に関することを取り上げてほ しいといった内容です。もう一つは学校が抱える問題の法的な対処法について知りたいとい う内容です。

後者は、41ページの下から3行目のところになりますが、保護者のクレーム対応や、児童の事件、事故、いじめ問題への対応など、現在の学校が抱える多様な問題を反映した要望が多く出されました。

法教育と聞いて、教員にとって身近な切実に知りたい法の内容がこういうものなんだと私 自身も印象を新たにした部分です。

続きまして、法務省が推進する法教育に関することです。これまで法務省が行ってきた取組が小学校でどれくらい認知されているのかを知りたいと思い、新たに付け加えさせていただいた質問項目です。

法務省が作成した小学校向けの教材,これは中学校に比べれば非常に少なくはなっていますが,555校が「知っている」との回答をしています。実際に教材を利用した経験についても,138校から「ある」という回答を得ました。中でも「情報化社会を生きる」の教材は,利用率が非常に高くなっていました。その理由としては,指導要領の位置付けが明確なことや,情報化社会を受けて,関心の高い内容,授業で扱いやすいなどの理由が考えられます。

次に,小学校で求められる法教育の教材について,どういう教材があるといいかを質問しました。

設問の37番,報告書の46ページ,47ページを御覧ください。「模擬裁判のシナリオがあるといい」という回答が非常に多くなっています。ただ,そればかりではなくて,他にもいろいろな教材に対する意見,要望があります。

まず47ページのところを見ていきたいと思います。2段落目のところ,「『法は子どもにとっても教師にとっても難しいイメージ』がある」ということと関連して,「小学生でもわかる・小学生でも理解しやすい,小学生向けの何々」といった教材を求める声が非常に多かったです。

子ども目線の教材が求められていることを改めて感じました。小学校では特に低学年、中学年、高学年と学習対象を絞って多様な教材、教師が使いやすいもの、あるいは子どもの関心を引きやすいもの、そういうものを準備しておく必要があるという印象を受けました。

47ページの一番上の四角の枠の中に、「教材への要望」ということで、「教材の形態」について挙げてあります。

例えば、5分、20分程度で使えるような視聴覚教材、DVDやビデオ、動画といったもの、子どもの関心を引きやすいアニメや漫画、あるいは冊子やパンフレットとして簡単に配れるようなもの、そういうものをたくさん準備してくれると使いやすいといった声も多く聞かれました。

それでは、最後に法教育の推進に向けた取組への御意見・御要望ということで、この調査の一番最後の自由記述の回答について見ていきたいと思います。

先ほど触れた設問32・33・37と重なる内容もあるのですが、ここで意外に多いと感じたのが推進体制に関することです。報告書で言うと、48ページ、49ページになります。 49ページの2段落目になりますが、時間数が不足しているという意見が大変多くありま した。特に,○○教育について。例えば,人権,消費者,情報,国際理解,環境,金融,租税,防災,キャリア,こうした教育の要請が個別に学校へ持ち込まれることに触れている回答が多く目立ちました。

具体的な要望としては、もう少し文部科学省と連携して小学校の実態に即した内容を考えてほしい、あるいは各省庁を横断した総合的な観点から重点化、構造化を図ってほしいというような意見が出されています。

全体的には、小学校の法教育に関する考え方や内容がまだ分からない、あるいは回答者に よってさまざまな捉え方がなされている印象を受けました。

今回,ここで御紹介させていただいた自由記述の御意見,御要望は,ほんの一部ですが, これ以外にも多くの御意見をもらうことができました。

本調査を振り返って一言だけお話をさせていただきたいと思います。

今回,調査を担当させていただいて,小学校の現場が実際にどのような状況にあるのかを 垣間見たという気がしております。

自分の中で特に印象に残った点は、先ほど少しお話ししましたけれども、現場から求められている教材に関することです。5分、10分程度の動画や簡単に配れる冊子、パンフレットがあるとよいということで、これらは、比較的単発の簡単に使えるもの、教師がすぐに取り入れやすいものです。また、御紹介はしませんでしたが、例えば、税務署が行っているような租税教室、警察署が行っている交通安全教室など、これと似たようなものを法教育の中でも出前教室、出前授業のような形でやってほしいという意見がありました。

内容が明確に分かっていて、学校の行事としても取り入れやすいようなものが求められていると感じました。

今回の調査を終えて、現場の声を生かした教材を作っていくことはとても大切なことだと 改めて思います。ただ、ある面においては、法教育というのは、やればやるほど簡単には答 えの出せない問題、難しさが含まれていたり、子どもも大人も、生徒も教師も、ともに考え ることの意味や深さに気付く、そういうものが法教育なのではないかと感じています。

その意味では、簡単にやれますよということだけではなくて、法教育が何を大切にしたい教育なのかが伝わるような教材、そういうものも作っていかなければいけないと切に感じました。

今回の回答の中には、この調査によって法教育を初めて知りました。自分も是非やってみたいという声が非常に多くありました。

法務省の方でもっとPRを進めてください、教材をどんどん作って教えてください、そういう声がたくさんあります。

委員の先生方には、それをお伝えして、発表を締めくくりたいと思います。ありがとうご ざいました。

加納教諭 では、東京学芸大学附属高等学校の加納から少しだけ発表させていただきます。 配付資料の方は、資料4の方を御覧ください。

小学校における法教育の実践状況に関する調査研究ということで、私の方からは私が携わった仕事を少し御紹介しながら、三浦先生とはちょっと違う観点から少しだけ御報告をさせていただきたいと思います。

まず、私が担当した部分は、三浦先生の方は資料の分析であったりとか、報告書の作成の

部分だったんですが、私の方は、もっと生データを触る方のいわゆる入力作業であったりとか、そこの統計データの処理とかを担当させてもらいました。

まず、調査結果なんですが、1万校に発送して1、911校ということでかなり膨大な量が返ってきました。一度最初に商事法務研究会の方に行って見せていただいたところ、すごい量だったので、これの量を何とかできるのかなと思ったのですが、3週間程度でこの量を全て入力作業の方を終えました。

調査方法についてなんですが、生データと言ったら変なんですが、すごく非常に有益な情報が来たのかなというふうに思います。

私は、今学芸大学に勤めていますが、元々は岐阜県で公立学校の教員をしておりましたので、そのときに、こういう調査も異常に多く来るんですが、教育委員会から来る調査というのは、命令みたいな形で来ることがあるので、必ず管理職とかが答えなさいというようなことが非常に多いんですけれども、今回のは法務省から商事法務研究会という団体を通じて来ている関係で、非常に生の声が多かったのかなというふうに思います。

一言だけ言いますと、一番最後のところに結構恨み節みたいなものもあって、法教育の推進に関していろいろなものがたくさん来過ぎているから困るみたいなものをお叱りみたいな形で非常に読みながら思っておりましたが、生のデータがあったからこそ、逆に使える情報がいろいろ来ているのかなというふうに思いますので、また報告書の方をしっかり御覧いただければなというふうに思います。

アンケートの項目別なんですが、1章から5章にわたって多くの質問があったわけなんですが、記述式を答えさせる部分では多様な実践とか考え方というものがあって、法教育が多くの場面で小学校で行われているということは、文章を読みながらも私自身はすごい感じました。

ただ、今回この法教育のアンケートを通してみて、非常に一番よくわかったのは、教員の間でも法教育というのがまだ一般的に定着しておらず、法教育という名称からいじめの授業をするものだというふうに最初から回答者の方が思っていらっしゃるものから、また法教育というものは全てのルールの学習なんだからという、一般的に私たち法教育を勉強している人間が思っているイメージのものまで非常に多くの印象がありまして、小学校の先生方の中で、法教育というものの認識、認知というものが非常に多様であるということをすごく感じました。

来年以降、また同じような調査報告をされるかもしれないということだったので、誤答や 意図したものと違う答えが非常に多かったので、一言だけ申し上げたいと思います。

まず1点目は、設例の(12)、先ほども三浦先生の方から御紹介がありましたが、実を言いますと例示されているものがありまして、「安全や環境に配慮した表示やマーク」などということが書いてあります。これが書いてある瞬間に回答者の方は、ああ、これやっているということで書かれていて、私の方も集約している最中は、ほとんどこのJISマークとかエコマークの話が延々と書いてあって、こういったような設問の書き方というのは、今後改良の余地があるのかなというふうに思いました。

また、これは非常に困ったところなんですが、前の回答で「ある」、「なし」によって答えさせる回答がかなり多くあったんですが、「ある」、「なし」に関わって回答させる設問で、「ある」の人だけお答えくださいという設問が結構

ぐちゃぐちゃになっていて、どうやって統計とればいいかといったようなことで、かなり苦労しました。

あとこれが難しいところなんですが、時間数調査というものを1つ、この中に入れました。 非常におもしろい、興味深い調査だとは思うんですが、時間数調査のところは、パワーポイ ント資料の8ページ目にありますが、こういう紙を書いて、1・2年、3・4年、5・6年 という形で時数を答えさせるようなものがあったんです。何時間法教育を取り組んでいらっ しゃいますかというのがあったんですが、これもこの回答欄の周りに文章が大量に書いてあ るんです。その文章の中身は、1クラス当たりなんですかとか、学校全体で何時間取り組ん でいるんですかとか、あと、もっと言えば、この調査は、例えば体育の場合は全ての授業で ルールの説明はしていますから、全て法教育ですよねみたいなことが備考欄に大量に書いて あって、私のイメージとしては、ここは数字平均値みたいなものをとるのかな、もしくは中 央値みたいなものをとって、中央値でこんなぐらいやっていますよということを御紹介した かったんですが、統計をとっていくと、そんなことはままならず、クラスによって数時間と 書いてあるところと、学校によっては百何時間、二百何時間と学校全体をまとめちゃったと いうようなものがあって、これは質問方法と回答の仕方を考えないといけないのかなという ことで,報告書の方にもデータにばらつきが生じたのでどうしますかということで,担当の 三浦先生の方に報告したところ、間をとってと言ったら変なんですけれども、度数分布とい う形でどういう回答があったのか。例えば、体育のところなんかは、針が振り切れていると いうのか、量がすごく多過ぎるような設例などもありまして、こういったものを表にして見 やすくしてみましたので、少し時数についても検討しなければいけないというふうに思いま した。

最後に三浦先生の方からいろいろお話しいただきましたので、私の方から何か言うこともないんですが、私も東京学芸大学附属高校という学校で小学校の教育実習の学生さんを担当することがあります。小学校の教育実習生さんを担当していると、高校の教員になりたいという子は、公民の授業の中で法教育に結構近いようなことをやっているので、「法教育」という言葉を聞くと、よく知っているような反応がかなりあるんですが、小学校の子は、かなりいろいろなたくさんの、いわゆる国語であったり算数であったりというようなものを勉強した中で、社会の免許も取っていこうという子がいますので、本校は2カ月ぐらい教育実習をトータルでやっているんですけれども、教育実習生の反応を見ていると、小学校の教員養成系を出ている子たちの間では法教育を知っている子と知らない子の差が結構激しいなというふうに思っております。

今回のアンケートも私が集約している中で、かなり認識の高い先生と、そうでない方というのは、言い方がいいのかどうかわからないんですけれども、すごい差があったのかなというふうな気がしておりました。

小学校の先生方の切実な要望ということで、今三浦先生の方からこちらに記述部分だけまとめたものがあるんですが、この記述部分のところの一番最後の文章を読んでいきますと、小学校の先生方がどういうふうな形で今取り組んでいらっしゃるのかということも分かりますので、こちらの方で今回配付資料にはなっていないようですけれども、また是非見ていただいて、そういったところの小学校の先生方の切実な要望も聞いていただけると、非常にありがたいのかなというふうに思いました。

以上、拙い発表でしたが、ありがとうございました。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思いますけれども、この調査に関しては江口委員も取りまとめにいろいろと御協力いただいたと伺っていますから、江口委員から何か補足があれば。

江口委員 補足というか、法務省が実態調査をやるという構造の中で小学校は法教育を知っている人もいれば、知っていない人もいると。このデータは宝の山であったり、もうちょっとやりようがあるんじゃないのかというのが、全体の今お二人の意見です。個別に相当データ、エビデンスはあるので、何か使えないかというのは、正直思います。

それからもう一点,樋口先生もいらっしゃるんですけれども,文部科学省を始めとする教育施策と各省庁がやる教育施策とのずれみたいなものが余りにも大きくなると,かえってこういうアイデアを出すことが阻害する要因になっていくような可能性もあるので,どこかで調整するというシステムがあればいいなというのを今回の調査の中でも感じました。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、他の委員の皆様方からご質問等、お願いしたいと思いますけれども。

- 髙橋委員 全体をまだ見ていないんですが、印象として、小学校の先生たちは教材の提供を受けたいとか、何となく受け身のイメージなんですけれども、主体的に先生が取り組もうというエネルギーをこの調査の中に感じた場面は何かありますか。
- 三浦講師 指導要領をまずはきちんとこなしていく。ただ、その指導要領に書かれている内容が多く、時間が足りない、そういった声が多い中で、法教育を是非やりたい、これはすごく子どものためにもなる。そういうふうに言ってくださった先生方がたくさんいます。ところが、現実には日々こなさなければいけない内容との兼ね合いで悩まれている声があることも事実です。それを受け身と言ってしまってよいのかは、難しいところです。

髙橋委員 ありがとうございます。

加納教諭 パワーみたいなものと言ったら変なんですけれども、頑張っているなと思ったのは、関係機関とどういうふうに連絡をとっていいのか分からないといったものがすごくあって、租税教室であったり、国税庁みたいなところのそういったものをイメージしながら、弁護士とか司法書士とか、そういったようなつながりをどうやって自分たちでやっていいのか分からないといったようなことはすごいあったので、やはりやりたいという先生のニーズはあるんですけれども、ニーズの中でどういうふうにコネクションをつくっていくのかというのに困っているというのは、結構散見されたような気はしておりました。

髙橋委員 ありがとうございます。

神谷委員 ありがとうございます。大変興味深いレポートで、いろいろ勉強になりました。法 律家や関係機関への取り上げてほしい内容、研修のところで、学校が抱える法的な対処法に ついて、先生方がとても関心を持たれているというところは、きっとそうだろうなと思って 伺いました。

今日は吉村先生のお話も併せて、伺いながら大人の法教育がまだまだ足りないのかなという気がすごくしました。法教育が他の何々教育と同列にまだ捉えられている部分が、そこを乗り越えるとまた変わってくるのかなと個人的には思うんですけれども。例えば、今、法教育になかなか耳を傾けてくださらない先生に、法律家の方がいじめの問題で講演をされるときに、更に法教育のことを講演の中で言ってみる、みたいなことがあれば、関心を持たれる

可能性はあると思いますか。

- 三浦講師 十分あると思います。学校が抱える問題についての法的な対応を教えてほしいというのは、先生方が切実に知りたいと思われている内容だと思います。そうした関心のある具体的な話をしていく中で、法への理解や法との関わり方を深められる法教育の存在をアピールできれば、法教育が広がるきっかけになると思います。また、学校の先生方の中にも、法律は難しいというイメージを持っておられる方もいますので、取っかかりとしても十分に可能性があるのではないかと思います。ありがとうございます。
- 村松委員 今の点でいいですか。法教育を学校の先生と一緒にやっていく上で、最初は法教育 やりませんかというアプローチで入ります。ただ、親しくなると、必ずこういった問題につ いての研修会をやってもらいたいという声が来るんです。学校単位での研修会もありますし、 例えば副校長会で話してもらいたいとか、そういった話が出てきます。

もともとは、法教育をやりたいということで学校の先生で話をしているわけですけれども、 現場が求めるものをきちんと提供して、法律家が学校教育に役に立つんだというところのコ ンセンサスまで築いていかないと、草の根で法教育が広まることはなかなか難しいのかなと 感じています。

そういう意味では、法教育以外の、むしろ現場が抱えている問題について依頼があれば、 積極的に受けていった方がいいんじゃないのかなと私は感じています。

- 大杉委員 調査方法についてなんですけれども、分析されている中で、この項目とこの項目の 相関をとったら、何か意味のあることが出てくるんじゃないかなというところがあればお聞 きしたい。相関をとると、また新たな課題とか、こうした方がいいんじゃないかという視点 が出てくると思うんですけれども、そういったものでもし分析の途中で気付かれた点があっ たら教えていただければと思うんですけれども。
- 三浦講師 正直に申し上げますと、今回の調査では、相関関係をとって見えてくることを想定した質問項目にはなっておりませんでした。自由記述形式での設問を多くしたため、その膨大な量の回答結果から、小学校の先生方の具体的な御意見・御要望を汲み取ることに意識が向いていました。もし、調査票の作成段階から、相関関係を見るための設問を入れて、課題を明らかにしていければ、また違った側面が見えてくるかもしれません。
- 加納教諭 感覚的な話なんですけれども、実を言うと、大杉先生が言われた相関関係みたいなものはデータを処理している途中でとろうと思ったんです。とろうと思ったんですけれども、これはただデータを触っているだけなので、相関性みたいなものが余り見えてこなくて、それよりすごく感じたのが今日発表したところであったように、各々答えている先生が持っているイメージみたいなもので、ここの文章の方にあるんですけれども、ここのところで答えてあるからこうだとかといったような形ですごく詳しく答えられる先生はたくさん答えて、そしてうちの学校では、例えばこういう租税教室があるんだ、こうだとかということをすごくやられるんですね。逆に、もうあっさりと多分管理職からやっておきなさいと言われたからだと思うんですけれども、そういうところのやつは、ぱっぱぱっぱ答えてあって、数字を打ったらあっさりと終わっちゃったみたいなものもありますので、感覚的というのか、相関関係がそこでどうやって見るのかというのは、まだ自分が勉強していないので分からないんですけれども、学校による差というのが見ている限りは大きいのかなというのは思っていました。

大杉委員 恐らく誰が書いたかとか、法教育という言葉を知っていますかとかという基本のところをとって、それと相関をするとか、あるいは特別活動と社会科の関係が深いとか、法曹界の方を呼んで、どの授業でやったときにどうだったかとかという我々が今後どういう法教育の普及の展開をしていくかというところから項目を考えてみて、これとこれは相関をとってみようというものが仮説的には設定できるんじゃないかなと思うんです。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、この議題についての質疑応答は終わらせていただきます。

本日の御報告、それからこのアンケート調査の結果につきましては、大変有意義なものでありまして、関係機関の皆様方にとっても、今後どういうふうに取り組んでいくのかということについての示唆というか、何だかかなり厳しい御意見もあるように見受けられましたけれども、そういう意味でも大変参考になるのではないかというふうに思っております。

大変な作業をいろいろと御尽力いただきまして,本当にどうもありがとうございました。 また,本日の御報告,三浦先生,加納先生,どうもありがとうございました。

先ほどから少し話題に出ていますけれども、この実情調査の結果を受けて、今後の活動についても一定のことが考えられておりますので、この点について、事務局のほうから御説明をお願いできますでしょうか。

佐久間官房付 小学校における法教育の実践状況に関する調査の結果及び本日の議論を受けまして、更なる法教育の発展のために、来年度は新学習指導要領の下における小学校における 法教育の体系的な位置付けやこれを踏まえたカリキュラムモデルの作成、それと教材の作成 などを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。体系的な位置付けというのは、先ほどの吉村校長先生のお 話などもかなり関係してくるかというふうに思います。

それでは、続きまして3つ目の議題であります法教育に関する懸賞論文コンクールの受賞 作品の決定に移りたいと思います。

まず,この点につきましては、事務局から議事の公開に関して御説明をお願いしたいと思います。

佐久間官房付 それでは、事務局から御説明させていただきます。

お手元に配付しております「法教育推進協議会の公開について」,法教育推進協議会第1 回配付資料と書いてあるものを御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

法教育推進協議会では,第1回の会合において報道機関及び座長が許可した関係者に,議事の傍聴を認め,議事録及び議事要旨を公開すること。

資料については、提出者からの申し出がある場合を除き、公開することを原則としつつ、 公開により議事運営に支障が生じるおそれがあると考えられる場合その他座長が必要と認め る場合には、議事録、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができると いうことを承認していただいております。

そこで、今回の議事についてでございますが、懸賞論文の審査等ということでございます ので、その性質上、公開に適さないものと考えられますので、傍聴を認めることとしつつも、 議事録は公開せず、議事要旨の公開にとどめることでいかがかと考えております。

笠井座長 以上の御説明を踏まえまして、今回の法教育懸賞論文の受賞作品の決定につきましては、これは実は従前もそうでしたけれども、議事録は非公開として、議事概要のみ公開す

るということにしたいと思いますけれども,それでよろしいでしょうか。 ありがとうございます。

そうしますと、傍聴の皆様にも一言お願いを申し上げたいのですけれども、お聞きいただきましたように懸賞論文の受賞作品の決定につきましては、議事概要のみの公表ですので、これは法務省のホームページに議事概要が追って公開されますけれども、それ以上のことは公表されないようにお願いをいたします。

また、審査結果が発表になりますまで、その結果について外部の方にお話しいただかないようによろしくお願いいたします。

* 受賞作品の決定については、議事概要を参照。

笠井座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事は、以上で全て終了いたしました。

次回の日程は、先ほどの表彰式も含めまして3月を予定しておりますので、追って事務局の方から日程調整について御連絡をいたしたいと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。報告者の方もどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

一了一